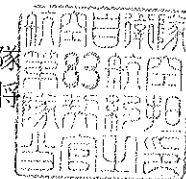


公 告

契約担当官
航空自衛隊第83航空隊
会計隊長 淡 島 将



下記により入札を実施するので「入札及び契約心得」を熟知のうえ参加されたい。

記

1. 契約方式 一般競争契約
2. 入札事項
 - (1) 件 名 (26)不活性ガス消火設備等総合点検
 - (2) 履行場所 航空自衛隊那覇基地
 - (3) 履行期限 平成26年10月31日
3. 入札場所 航空自衛隊那覇基地会計隊入札室
4. 入札日時 平成26年7月16日 13時30分
5. 参加資格
 - (1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の該当者については、参加できない。
 - (2) 防衛省から「装備品等及び役務の調達にかかる指名停止の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
 - (3) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。ただし、真にやむを得ない事由を防衛省が認めた場合は、この限りではない。
 - (4) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を防衛省が認めた場合は、この限りではない。
 - (5) 防衛省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」のA、B、C又はD等級に格付けされた九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者
6. 保証金 入札保証金：免除 契約保証金：免除
7. 入札方法 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の8%に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は課税業者又は免税業者を問わず見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
また、本件の入札は、郵便入札を可とするが、その場合は入札日前日までに航空自衛隊那覇基地会計隊契約班に必着とする。
8. 入札の無効 入札参加資格のない者による入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
9. 契約書の作成 有
10. 契約条件 航空自衛隊標準契約条項及び適用契約条項を参照のこと。
11. 契約条項提示場所 航空自衛隊那覇基地会計隊事務室
12. 契約方法 確定契約
13. 落札決定方式 総額決定
14. その他
 - (1) 入札説明会 無
 - (2) 入札参加希望者は、航空自衛隊那覇基地会計隊契約班に連絡するとともに、資格決定通知書の写しを入札開始前までに提出すること。
 - (3) 入札保証金の納付を免除してあるが、落札者が契約を結ばないときは、入札保証金相当額を徴収する。
 - (4) 入札書に記載された金額の100分の108に相当する金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

本書記載事項の詳細については航空自衛隊那覇基地会計隊契約班 加藤 まで。

電話番号 098-857-1191 内線3532・3533

役 務 仕 様 書

- 1 件 名 (26) 不活性ガス消火設備等総合点検
- 2 履 行 場 所 航空自衛隊 那覇基地
- 3 役 務 内 容 不活性ガス消火設備点検 × 1箇所
 ハロゲン化物消火設備点検 × 6箇所
 粉末消火設備点検 × 1箇所
 移動式粉末消火設備点検 × 9箇所
- 4 一般管理事項

- (1) 本点検は、本仕様書による他、消防関係法規に基づき実施するものとする。
- (2) 本仕様書に明記されていない事項もしくは、疑義が生じた場合は監督官と協議するものとする。
- (3) 入出門及び基地内における車両運行等については、基地諸規則及び監督官の指示に従うものとする。
- (4) 契約相手方は、現場責任者を定めこれを監督官に通知する。現場責任者は作業の安全に留意し、災害、火災及び盗難等の事故防止に万全を期するものとする。
- (5) 基地内の在来施設等の保護には、十分注意を払うものとし、万一不注意により損傷を与えた場合は、契約相手方の負担において原形に復旧するものとする。
- (6) 役務に必要な書類は、監督官の指示する様式で指定期日までに提出するものとする。
- (7) 契約相手方は、着手前に業務計画書及び作業計画書を作成し、監督官の承諾を受けるものとする。

| | | | | |
|----------------|--------------------|------|-----------|-----|
| 件 名 | (26)不活性ガス消火設備等総合点検 | | | |
| 図面名称 | 仕様書① | 番 号 | 1/17 | |
| 縮 尺 | 年 月 日 | | 26. 6. 18 | |
| | 施設隊長 | 総括班長 | 消防小隊長 | 担 当 |
| | | | | |
| 航空自衛隊 那覇基地 施設隊 | | | | |

5 特記事項

(1) 点検場所及び図面番号

点検の対象とする消防用設備等は、各図面による。

| 場 所 | 消 火 設 備 | 図 面 番 号 |
|--------|------------|-------------------|
| #112 | 不活性ガス消火設備 | 4/17 |
| #91~95 | ハロゲン化物消火設備 | 5/17 |
| #600 | " | 6/17、7/17 |
| #625 | " | 8/17 |
| #631 | " | 9/17 |
| #640 | " | 10/17、11/17、12/17 |
| #911 | " | 13/17 |
| #111 | 粉末消火設備 | 14/17 |
| #1000 | 移動式粉末消火設備 | 15/17 |
| #626 | " | " |
| #627 | " | " |
| #100 | " | 16/17 |
| #13 | " | " |
| #1101 | " | " |
| #1115 | " | 17/17 |
| #39 | " | " |
| #2048 | " | " |

(2) 点検及び報告

ア 点検実施者は、消防法第17条の3に定める有資格者とする。

イ 点検結果については、点検結果報告書に消防用設備等の種類及び非常電源の種別並びに配線ごとの消防庁告示第14号に定める各点検票を添えて監督官へ3部提出するものとする。

ウ 放出試験用ガス容器及び点検の資器材は、すべて契約相手方が負担するものとする。

エ 放出試験は、噴射ヘッドから、ガスの放出を確認できる方法で行うものとする。

オ 放出試験に用いる試験用ガスは、窒素ガスとし、放出量は点検を行う放射区画の貯蔵容器の10%以上の量を用いて、設置消火剤貯蔵容器と同容量の貯蔵容器を使用するものとする。

カ 立入禁止区域等における作業は基地規則及び監督官の指示を厳守して行うものとし、作業区域以外の立入を禁止する。

(3) 写 真

写真は各点検毎に撮影し、点検結果報告書と共に提出する。

(4) その他

ア 点検により消火設備の機能を一時的に中断する場合は、その日時及び時間帯について監督官と事前に協議するものとする。

イ 官側の都合により、図示の放出区画で放出試験を行えない場合は、監督官の指示に従うものとする。

| | | | |
|----------------|--------------------|-----|-----------------|
| 件 名 | (26)不活性ガス消火設備等総合点検 | | |
| 図面名称 | 仕様書② | 番 号 | 2/17 |
| 縮 尺 | | | 年 月 日 26. 6. 18 |
| 航空自衛隊 那覇基地 施設隊 | | | |